

## 研究指導教員の変更手続について

研究指導への柔軟的取組を図るために、以下のとおり経済学研究科正規学生による研究指導教員の変更を認めることとする。

### 1. 研究指導教員変更の申請手続

経済学研究科の正規学生が指導教員変更を申請する場合、所定の用紙で申請すること。

申請理由は記載不要としてあります。

### 2. 申請期間

休学・留学の期間も含めて入学年度以降の1月中（末日まで）に申請すること。

なお、変更後に再び変更を申請することも認められるが、その手続方法と申請時期については翌年度以降の同時期に同様の手続を行うこと。

### 3. 申請上の注意事項

- (1) 指導教員変更申請時には、申請者は希望する新研究指導教員による受入れ承認を予め受けておくことを原則とする。ただし申請者本人が新研究指導教員を決めて事前承認を受けることが難しい場合には、経済学研究科事務所まで申し出ること。
- (2) 希望する新研究指導教員の博士後期課程における所属研究領域\*が、申請者の現研究指導教員と同一領域であることを申請要件とする。  
\*指導教員の所属研究領域については、修士課程学生・博士後期課程学生ともに研究科要項の「博士後期課程 研究領域表」を参照のこと。
- (3) 研究指導教員の変更は、委員会による指導教員変更申請承認を経た上で、翌年度4月より実施されることを原則とする。

以上

大学院経済学研究科  
2006年6月22日